平成23年9月12日制定

府中市所管公共財産境界確定事務取扱要領(平成14年4月1日施行)の全部を改 正する。

目次

第1章 総則(第1・第2)

第2章 境界確定事務の実施

第1節 申請(第3~7)

第2節 境界確定事務(第8~14)

第3章 道路区域確定事務の実施(第15~16)

第4章 境界確定後の取扱(第17~20)

付則

第1章 総則

(目的)

第1 この要領は、府中市都市整備部が所管する市有地に係る境界確定事務処理の手続きの明確化を図ると共に、必要な様式を定めることにより、当該事務の処理を適正かつ効率的に行うことを目的とする。

(定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市有地 「府中市公有財産規則」(昭和39年10月31日付規則第19号) 第3条第2項及び第13条第1項の規定に基づき、都市整備部長が財産を管理する事務を行う市有地のうち、道路及び法定外公共物のことをいう。
 - (1) 道路 道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定により市長が認定した道路をいう。
 - (3) 法定外公共物 次に掲げる要件を満たす、市長が直接管理する土地をいう。
 - ア 河川法(昭和39年法律第167号)の適用若しくは準用又は下水道法(昭和33年法律第79号)の適用を受けない水路及びこれに付属する定着物
 - イ 道路法(昭和27年法律第180号)の適用を受けない道路及びこれに付属 する定着物
 - (4) 境界確定 市有地と隣接土地について、境界の案を明示のうえ協議し、双方の合意にもとづき所有権境界を土地境界図に表し、境界確定協議書に署名及び押印することにより所有権の境界を確定することをいう。
 - (5) 隣接土地 市有地に接する土地(点接を含む。)をいう。
 - (6) 対側地 隣接土地のうち、対象の道路及び法定外公共物を挟んで申請者所有地 と相対する土地をいう。
 - (7) 申請者 境界確定の申請をする者をいう。
 - (8) 境界確定協議書 境界協議が整い境界が確定したことを証する書類をいう。
 - (9) 土地境界図 境界協議により確定した境界点及び境界線を現況平面図に表示し、作成者の記名及び押印をしたものをいう。
 - Ⅲ 公図又は14条地図 法務局備付の旧土地台帳法施行規則第2条に規定する

地図(以下「公図」という。)及び不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第14条の規定する地図(以下「14条地図」という。)をいう。

第2章 境界確定事務の実施

第1節 申請

(境界確定協議の要件)

- 第3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合に、境界確定の協議を行うものと する。
 - (f) 隣接土地の所有者から土地境界確定申請書(以下「申請書」という。)(第1号 様式)の提出があった場合
 - (2) 公共事業への必要性から、市長が隣接土地との境界を確定する必要があると判断した場合

(申請者等)

- 第4 申請者は、隣接土地の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該 各号に掲げる者とする。
 - (1) 隣接土地の所有者が法人である場合 法人の代表者。ただし、次に掲げる場合 には、それぞれに掲げる者とする。
 - ア 法人が解散、破産等をしている場合 当該法人の清算人、破産管財人等
 - イ 定款等において法人の代表者以外の者に処理権限が与えられている場合 当該定款等に定める者
 - ウ 官公庁、特殊法人の場合 法律、定款、寄付行為に定める者
 - (2) 申請者が所有する隣接土地が共有地である場合 共有者全員。ただし、マンションの管理組合等の定款、議決等により共有者を代表する者に処理権限が与えられている場合は、当該代表する者とする。
 - (3) 隣接土地の登記名義人が死亡している場合 当該登記名義人の相続人。なお、 遺産分割が完了していない場合は、法定相続人全員とする。
 - (4) 隣接土地の所有者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法第17条第1項の審判を受けた被補助人)である場合 当該制限行為能力者の法定後見人(法定代理人、成年後見人、保佐人及び補助人)又は任意後見人
 - (5) 隣接土地が信託財産である場合 委託者及び受託者の両者
- 2 その他、市長が申請資格を有すると認める場合には、その者を申請者とする。 (代理人及び境界確定の事務取扱者)
- 第5 申請者は、境界確定に関する申出から合意までに関する一切の権限について、 代理人に委任することができるものとする。ただし、代理人に委任を行う場合は、 委任状(第3号様式)並びに委任者及び代理人の印鑑証明書を添付して市長に提出 しなければならない。
- 2 申請者は、境界確定に係る事務を行うにあたり、土地家屋調査士、測量士、測量 士補その他土地の境界確定に必要な測量、確定図面作成等の能力を有する者(以下 「実務取扱者」という。)に、境界確定に必要な実務を行わせるものとする。

(申請書及び添付書類)

第6 申請者は、市長に次に掲げる書類を1部提出しなければならない。なお、申請

書の作成等は、様式に定めるところによるものとする。

- (1) 土地境界確定申請書(第1号様式) 申請者の自筆により住所及び氏名を記入し、実印を押印したものとする。
- (2) 申請者の印鑑証明書
 - ア 発行後3月以内のものとする
 - イ 申出者が法人の場合は、商業登記簿抄本又は資格証明書及び代表者事項証明 書のいずれかを添付するものとする
 - ウ 申出者が日本に住民登録をしていない場合は、外務省の発行する署名証明 (形式2 申請者の署名を単独で証明するもの)を添付するものとする。
- (3) 位置図及び現地案内図 住宅地図等、申請地を特定できる地図に、朱線で申請地の位置を

住宅地図等、申請地を特定できる地図に、朱線で申請地の位置を明示したものとする。

(4) 現況実測平面図

現地の状況が明確に把握できるように、道路、水路等の構造物、境界標(近隣の確定済含む) 建築物、垣根等並びに状況幅員、座標を明記した正確な実測図(実測年月日、作成者の氏名及び資格登録番号、方位、土地の地番を記入)に、境界線の案がある場合には朱線で図示し、土地家屋調査士又は測量士が作成したものとする。

(5) 地図(公図)又は14条地図

法務局が保有する、旧土地台帳法施行規則第2条に規定する地図(以下「公図という。)又は不動産登記法第14条の規定する地図(以下「14条地図」という。)で、登記官の印で証明されたもの又はその写しに土地家屋調査士又は測量士の氏名の記載及び押印されたもので、朱線で申請地の位置を明示したものとする。

(6) 土地所有者調書(第2号様式)

申請地、市有地、隣接土地及び対側地の土地所有者を記入したもので、土地家 屋調査士又は測量士の作成印の押印があるものとする。

(7) その他参考資料

隣接土地の地積測量図、境界確定協議書、登記簿謄本、登記全部事項証明書 等

- 2 申請者は前項に掲げるもののほか、申請状況により、次に掲げる書類を1部市長 に提出しなければならない。
 - (1) 申請者が登記名義人と異なる場合
 - ア 委任の場合

代理人又は代表者が申請を行う場合、委任状(第3号様式)及び委任者の印鑑証明を提出するものとする。なお、委任状は、委任者本人が自筆により住所及び氏名を記入し、実印を押印するものとする。

イ 相続の場合

戸籍謄本、相続関係説明図、遺産分割協議書等の写しを提出するものとする。 ただし、相続が発生している者が申請者以外である場合、前述の書類に代えて、 協議書提出時に相続に関する確認書(第4号様式)を提出するものとする。

- ウ 申請者が制限能力者である場合 申請者の代理人が法定代理人であることを証する書類を提出するものとする。
- 工売買の場合

土地売買契約書の写しを提出するものとする。

オ 申請者が法人である場合及びマンション等区分所有法による場合で、申請者 が代表者以外の場合

専決権を有する旨を証明する書類(定款、規則、総会の議決書等)の写しを 提出するものとする。

- カ その他、申請人が登記名義人と異なる場合
 - 申請者が、境界確定を要する隣接土地の境界を決める権利を有する者である ことを証明する書類の写しを提出するものとする。
- (2) 隣接土地の登記事項証明書又は登記簿謄本に「差押」又は「裁判所競売開始決定」の記載がある場合

債権者又は申立人の同意書及び債権者の印鑑証明書を提出するものとする。

3 申請書等の作成においては、様式等に定めるところによる。

(境界確定を行う土地の範囲)

- 第7 境界確定は、原則として市有地と隣接土地との境界を確定することにより行う ものとする。なお、次の各号に該当する場合、対側地の境界線の確定は要しない ものとする。
 - (1) 土地改良事業及び国土調査法に基づく地籍調査が完了している区域
 - (2) 他の管理者の保有する資料により、境界が明確な場合
 - (3) 過去において、対側地の境界確定が完了している場合
 - (4) その他、都市整備部長が適当と認める場合 第2節 境界確定事務

(申請書の受理)

- 第8 市長は、申請者から提出された申請書の記入事項及び添付書類を審査し、要件 を満たしていると認めた場合に申請書を受理する。ただし、次の各号に該当する場 合には受理してはならないものとする。
 - (1) 申請者が第4の要件を満たしていない場合
 - (2) 隣接土地において、所有権の帰属及び土地の境界について係争中である場合
 - (3) 境界が既に確定している場合
 - (4) 国土調査法(昭和26年6月1日法律第180号)に基づく地籍調査が完了している場合
 - (5) 申請地に接する土地所有者が、登記事項証明書等において確認できない場合
 - (6) 不動産登記法第14条に基づく地図の作成が完了している場合。
- 2 申請書の受理後に申請書の内容に変更が生じた場合は、申請者は速やかに「申出 事項変更届け」(第5号様式)を提出しなければならない。なお、申出事項変更届 けには、変更箇所について証明できる資料を添付しなければならない。

(境界確定に伴う調査・調整)

第9 市長は、境界確定にあたり、原則として公図等に基づく適正な幅員の 確保を主張することとし、次の各号に定める必要な措置を講じなければならない。

- (1) 申請書及び添付書類の内容について確認を行うとともに、必要に応じて関係資料の調査及び現地調査を行わなければならない。なお、追加で必要な資料がある場合は申請者に請求するものとし、現地調査を行う場合は、必要に応じ申請者又は現況実測平面図作成者等に同行を求めるものとする。
- (2) 提出された資料、その他の調査により収集した資料及び現地調査結果に基づいて申請者と調整を行い、境界線の仮設置を行うものとする。なお、資料の分析等の結果、公図等に基づく適正な幅員が確保できない場合においては、周辺地域の慣行、同一路線上で過去に決定された幅員等にも配慮して境界確定を行わなければならない。

(立会協議及び報告)

- 第10 市長と隣接土地所有者は、それぞれの主張する境界について、民事上の所有 権者としての対等な立場で協議を行うものとする。
- 2 境界確定における立会協議は、次の各号に定めるものを立会者として行うものとする。
 - (1) 申請者又はその代理人
 - (2) 申請者以外の隣接土地所有者又はその代理人
 - (3) その他、市長が必要と認める者
- 3 立会協議の日程調整は申請者が行うものし、前項に定める立会者全員の立会により行うことを原則とする。ただし、立会人全員が立会できない場合においては、立会できない者の事情や境界に対する意向等を聴取した上、後日紛争等のおそれがないと認められる場合には、市長は立会協議の実施を了解することができるものとする。
- 4 市長は、次の各号に定める要件を全て満たしており、かつ適当と認める場合には、 立会協議を省略できるものとする。
 - (1) 適正な申請書が提出されていること。
 - (2) 隣接土地所有者の同意が得られていること。
 - (3) 公図等に基づく適正な幅員が確保されていると判断されること。
 - (4) 接続する公共用地の延長及び幅員等に一貫性があること。
 - (5) 境界に係る座標値等のデータが添付されていること。

(境界確定協議の決定等)

- 第11 立会協議が成立した場合、申請者は、「境界確定協議書」(様式6)及び土地境界図(強靭な和紙、または長期保存に適した品質の普通紙)を作成し、市長に提出をしなければならない。境界確定協議書は土地境界図を添付し、全ての立会者の署名及び押印、割印をした上で提出するものとする。押印は、申請者においては実印を使用するものとし、隣接土地所有者においては実印又は認印(インキ浸透印を除く。)を使用するものとする。また、提出部数は、市および隣接土地所有者の人数分の枚数とする。なお、隣接土地所有者状況により提出する資料は、第6第2の規程に順ずるものとする。
- 2 市長は、申請者から境界確定協議書の提出があった場合、内容を精査し、問題が ないと認められる場合には、公印を押印するものとする。なお、原則として、公印 を押印した日を境界の確定日とする。

- 3 申請者は、市長から境界が確定した旨の連絡を受けた場合、土地境界図に伝えられた図面番号及び確定年月日を記載の上、データを市長へ提出するものとする。なお、データ形式については、市長が指定するものとする。
- 4 市長は、境界が確定した場合、申請者を通して関係土地所有者に対し、境界確定 協議書を送付するものとする。
- 5 境界が確定した場合は、現地へ境界確定図に基づいて境界標を設置し、確定された境界を明らかにしなければならない。なお、境界標については、原則として市の指定境界杭を使用するものとし、市の指定境界杭は市が支給するものとする。 (協議の不調)
- 第12 次の各号に該当する場合には、協議不調事案として処理するものとする。
 - (1) 土地境界確定の現地立会協議の結果、合意に達しない場合
 - (2) 申請を受理した日から、3月を経過しても立会協議が行われない場合。
 - (3) 立会協議が終了した日から、2月を経過しても市長に対して境界確定協議書の 提出がなかった場合。ただし、第10第4項に定める立会協議の省略がされた場合は、市長が省略の判断をした日から3カ月を経過しても市長に対して境界確定 協議書の提出がなかった場合とする。
 - (4) 申請を受理した日から、5月を経過しても関係土地所有者全員の承諾が得られない場合
- 2 前項に定める期間内に申請者から延長の申出があり、市長が当該申出に正当な理由があると判断した場合は、新たに期間を定めた上で、前項の期間を延長できるものとする。

(申請書の返戻及び取下げ)

- 第13 次の各号のいずれかに該当する場合は、「申請書の返戻について」(第7号様式)により、申請者に対し申請書を速やかに返戻するものとする。
 - (1) 申請の受理後、第8に定める受理要件を満たしていないことが判明した場合。
 - (1) 第12に定める協議不調事案の要件に該当する場合。
 - (3) 申請者から次項に定める取下げがなされた場合。
- 2 申請者は、申請した土地境界確定が不要になった場合には、速やかに「申請書の 取下げについて」(第8号様式)を提出しなければならない。

(標準処理期間)

- 第14 境界確定事務の実施においては、原則として次の期間内(休日その他の閉庁日を除く。)にそれぞれの処理を完了するよう努めるものとする。ただし、調査等が困難な案件などについてはその限りではないものとする。
 - (1) 事前調査(市独自の資料調査を含む。) 申請書受理後(追加資料がある場合は、その受理後)10日
 - (2) 境界確定協議書の送付 隣接土地所有者押印済みの境界確定協議書(案)の受理後7日
- 2 前項に定める期間は市の標準処理期間を示すものであり、申請から境界の確定までに要する期間は、申請者及び関係土地所有者等の処理期間を含めたものとする。 第3章 道路区域確定事務の実施

(事務の対象)

第15 市長は、道路法(昭和27年法律第180号)第8条の認定する市道において、 府中市都市整備部が所管する市有地以外の土地が含まれている場合、道路の認定 する区域を確定することが出来る。

(事務手続き)

- 第16 道路区域の確定に係る手続、その他方法等については、本要領の境界確定に 係る内容を準用する。この場合において、これらの内容中「土地境界または境界」 とあるのは「道路区域」と読み替えるものとする。
- 2 道路区域を確定する場合、土地境界と区別がつくよう明確にすることとする。 第4章 境界確定後の取扱い

(書類の保存及び管理)

- 第17 土地境界図は、関係土地所有者及び都市整備部管理課で保存するものとする。
- 2 土地境界確定に係る完結文書は、永年保存文書として総務管理課に引き継いで保存するものとする。

(境界確定協議書の取扱い)

- 第18 都市整備部管理課が保有する土地境界図の閲覧、謄写、証明は、都市整備部 管理課窓口でのみ行うものとする。
- 2 前項に定める土地境界図の謄写に係る交付の手数料は、府中市情報公開条例施行 規則(平成13年3月府中規則第10号)によるものとする。
- 3 前項に定める土地境界図以外の書類(境界確定申請書や市の意思決定に関する内部文書・資料関係)に対する申請においては、府中市情報公開条例(平成12年9月26日条例第27号)に定める公文書の開示請求により、個人情報を保護した上で対応しなければならない。

(紛失及び破損した境界標の復元)

- 第19 土地境界図に表示する境界標を一時撤去する場合又は破損させた場合など は、その原因となる者が土地境界図に基づき、隣接土地所有者に通知の上で境界標 を復元しなければならない。
- 2 前項に定めるもののうち、紛失や破損した原因が不明な場合は、境界を確認する 必要のある者が土地境界図に基づき、隣接土地所有者に通知の上で境界標を復元し なければならない。
- 3 都市整備部長は、境界標(一時撤去・復元)申請書(第9号様式)による申請があった場合に、前各号に定める境界標の復元について立会及び境界標の支給等を行うものとする。
- 4 申請者は、市長に次に定める書類を1部提出しなければならない。なお、申請書 の作成等は、様式に定めるものとする。
 - (1) 境界標(一時撤去・復元)申請書(第9号様式)
 - (2) 現況実測平面図
 - (3) 現地写真
 - (4) 地図(公図)又は14条地図
 - (5) 土地所有者調書(第2号様式)
 - (6) その他参考資料
- 5 申請者は、境界標の復元にあたり市と立会を行うものとし、市との立会後に境界

標の復元を行う旨及び日程、内容等を、次の各号に定める期間内までに隣接土地所有者へ通知しなければならない。

- (1) 一時撤去を伴う復元を行う場合には、撤去日の10日前まで
- (2) 復元のみを行う場合には、立会予定日の10日前まで
- 6 通知が完了した際、申請者は、隣接土地所有者通知報告書(第10号様式)により、通知を行った内容について、次の各号に定める期間内(休日その他の閉庁日を除く。)に市長へ報告をしなければならない。なお、市を含む隣接土地所有者からの意義があった場合、申請者は境界標を復元するにあたり、その解決を得られるよう努めなければならない。
 - (1) 一時撤去を伴う復元を行う場合には、撤去日の3日前まで
 - (2) 復元のみを行う場合には、立会予定日の3日前まで
- 7 申請者は、現地に境界標を設置する場合、前項の市長への報告が完了して3日以上経過後に市と立会い、合意を得なければならない。
- 8 前項で合意が得られた場合、申請者は現地へ境界確定図に基づいて境界標を設置し、確定された境界を明らかにしなければならない。なお、境界標については、原則として市の指定境界杭を使用するものとし、市の指定境界杭は市が支給するものとする。
- 9 申請者は、境界標の設置後、速やかに設置後の写真を市長へ提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年12月31日までに改正前の府中市所管公共財産境界確定事務取扱要領(以下「旧要領」という。)第8の規定により既に申請を受理した境界確定に係る協議等の手続については、旧要領は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。